

No.	種 別	内 容
1	基準項目	教育内容・方法
	指摘事項	(2) 教育方法等 1) 1年間の履修登録単位数の上限が定められていない。工学部では1年間の履修単位数が50をかなり超える学生が認められるので、上限の設定が必要である。
	評価当時の状況	本学部では、現在のところ学則あるいは履修要項において年間の履修登録単位数の上限は規定していない。しかしながら、基礎科目および専門科目においてはすべての科目が履修プログラムに従って系統的に配置され、履修年次が定められている。また上位年次の科目は履修できないことも履修要項で規定されている。このことから無計画な履修はできないと同時に1学年で取得し得る単位数も必然的に制限を受ける。学修意欲の旺盛な学生においては年次の単位数が50をかなり超える者も少数ではあるが見受けられる。
	評価後の改善状況	学則29条において1単位の学修時間を教室内、教室外合わせて45時間と規定している。このことを厳密に実行することは至難のことであるが、できるだけ安易な履修を戒めるため、履修単位数に上限を定める(CAP制)ことが求められている。工学部では、平成20年度現在、電気工学科と電子情報工学科が年間50単位以下の制限を課している。また、平成21年度より知能機械工学科がCAP制を導入した。なお、生命環境科学科は多くの資格取得支援科目が存在しているため、現時点での導入は困難としているが、この種の科目を除外した範囲でのCAP制導入を検討している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 別添 資料3「教育改善実施状況まとめ(H20年度後期)」p15、p19 参照	
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
改善状況に対する評価	1 2 3 4 5	